

この「実施要項」は、ホームページ掲載にあたり、「4. 救援拠金の実施期間及び取りまとめ(2)拠金のとりまとめ」の部分を変更しています。

令和6年1月15日

令和6年能登半島地震災害救援拠金 実施要項

公益財団法人 全国老人クラブ連合会

1. 趣旨

令和6年1月1日 16時06分頃、石川県の能登半島で最大で震度7の激しい揺れを観測した地震活動は、能登地方やその周辺を震源として余震が続いており、建物崩壊や津波の被害、地盤の隆起やがけ崩れによる道路等の寸断などと激甚な被害をもたらしております。被災された方々は、電気・ガス、水道も止まるなど寒さのなかで厳しい避難生活にあります。気象庁は、今後1か月ほどは最大5程度か、それ以上の揺れに注意するよう呼びかけており、さらに長期的な支援を必要とする状況にあります。

このような緊急事態に対し、全国老人クラブ連合会は、全国の8万5千の老人クラブに協力を呼びかけ、高齢者の友愛の心として、被災地のすべての高齢者への励ましと老人クラブ等への救援・支援を行うための「令和6年能登半島地震救援拠金」を全国的に展開することとなりました。

つきましては、都道府県・指定都市、市区町村老人クラブ連合会、単位老人クラブにおかれましては、本救援拠金の趣旨と実施にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2. 救援の対象

令和6年能登半島地震において被災した石川県、富山県、新潟県、福井県の災害救助法が適用された地域

3. 救援拠金の使途

被災した県老連及び指定都市老連において、次のとおり充当する。

(1) 老人クラブ及び老人クラブ連合会の救援等

- ・被災地の高齢者の孤立・孤独防止や、フレイル予防活動の支援
- ・被災地の老人クラブの活動の支援
- ・被災市区町村老人クラブ連合会の支援
- ・被災地の老人クラブ連合会事務局運営にかかる支援

(2) 被災地域の救援等

- ・被災地域の復旧・復興
- ・県や市町村(行政等)の行う災害支援事業
- ・被災地支援団体等の活動支援

4. 救援拠金の実施期間及び取りまとめ

(1) 実施期間

第1次取りまとめ期日 令和6年4月30日(火)

第2次取りまとめ期日 令和6年8月末日(予定)

(2) 拠金の取りまとめ

「拠金の取りまとめ」について～全老連ホームページをご覧ください～

■救援拠金受付口座は、都道府県・指定都市老連にお尋ねください。

- ・今回は、都道府県・指定都市老人クラブ連合会に取りまとめをお願いしております。
- ・「受付口座」につきましては、所属の都道府県・指定都市老人クラブ連合会にお問い合わせください。
- ・なお、支援対象となっている県・指定都市のみなさまは、被災地元への救援拠金を優先してください。

※都道府県・指定都市老連の連絡先所在は本ホームページに記載しています。

<本救援拠金における留意事項>

- ・拠金に対する領収証の発行はいたしません。振込みの際の受領証をもってこれに代えることとします。
- ・送金手数料は送金者でご負担ください。

5. 救援拠金の配分及び諸経費について

- (1) 拠金の配分は、全国老人クラブ連合会に「災害支援委員会(仮称)」を設置、決定し、伝達する。
- (2) 拠金の実施、取り扱い等にかかる諸経費は救援拠金の一部をもって充てることとする。